

—里親制度のご紹介—

多くの里親さんを



地域に増やしたい！



～ 知ってほしい！ 新しい家族のかたち ～

里親ってなあに？

あなたを
必要としている
子どもが
います。



子どもがすこやかに成長するためには、安定した家庭環境の中で、保護者の温かい愛情のもとに育てられる必要があります。しかし、親の病気や死別、離婚、虐待等のさまざまな事情により家庭で生活ができない子ども達が増えています。そのような子どもを地域社会で育み養っていくことを「**社会的養護**」と呼びます。「**子どもは社会で育てるもの**」を基本として、社会的養護が必要な子どもを保護者に代わって、一時的にあるいは継続的に家庭的な雰囲気の中で、愛情深く育てて下さる方を「**里親**」といいます。

児童憲章

昭和26年5月5日制定

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

以下 略

里親制度に期待されるものとは？

「**当たり前**の生活」
の保障

特定の大人との愛着関係の下での
安心感



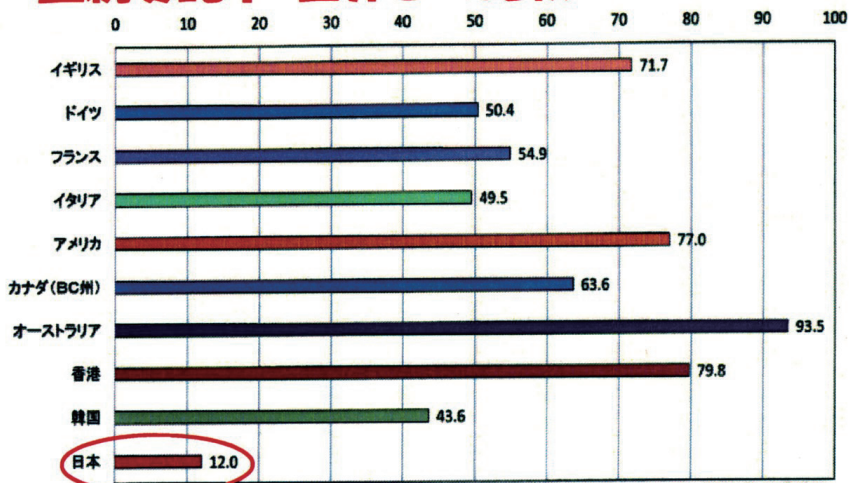
家庭のモデル
親としてのモデル

生活の連続性

施設での交代制勤務など、職員の勤務体制のあり方は、里親家庭での養育との大きな違いと言えます。家庭で暮らせない子どもたちには、それに替わる「**あたり前の生活**」を保障することが望まれています。そのために、もっともっとたくさんの里親さんが必要とされています。

日本の里親委託の現状

里親委託率 世界との比較 (H22 年前後の状況)

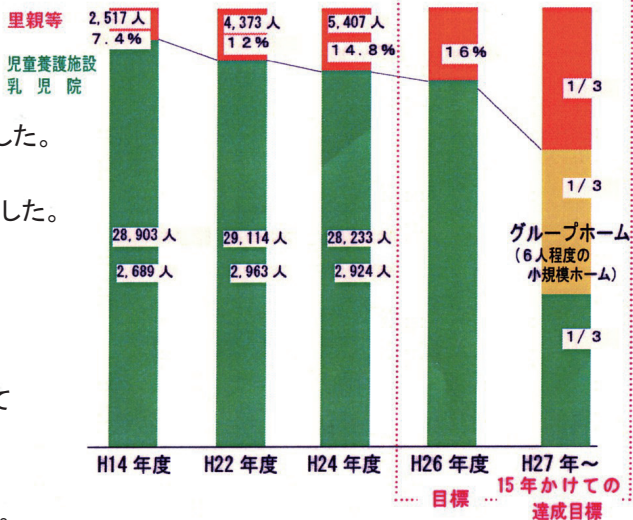


厚労省ホームページ「社会的養護の現状について (H26 年 3 月版)」より

さまざまな事情で
家庭から離れて暮らす
子どもたちは世界各国にいます。
しかし、日本のように、
そのほとんどが
施設で生活しているという
国は少なく、
何度も国連から勧告がありました。
H24 年 3 月、国は
里親委託優先の原則を示しました。
家庭で暮らせない子どもは、
できるだけ、
その代替えとなる里親家庭で
育てようという原則です。
そして H27 年から 15 年かけて
里親への委託率を、全体の
1/3 まで伸ばそうという
具体的数値目標も掲げました。

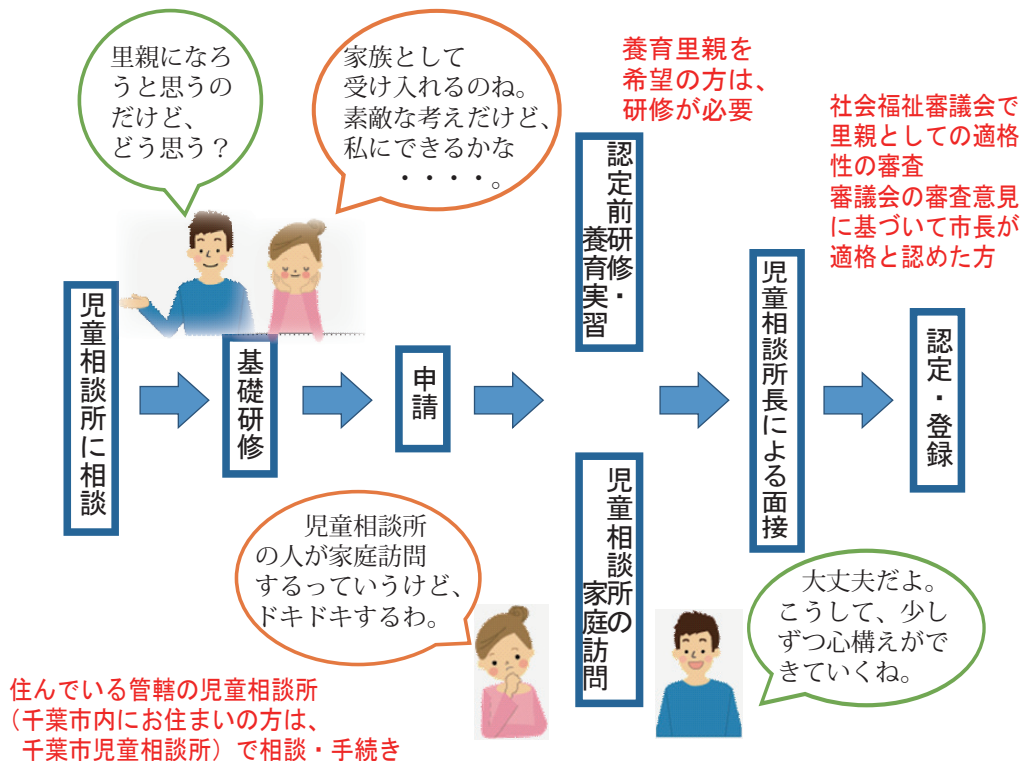
わが国の

里親委託率変化と今後の目標



里親になるには、どうすればいいの？

一 申請から登録まで 一



Q&A

里親にはどんな種類があるの？

里親には、養育里親、養子縁組を希望する里親、親族里親の3つの区分があります。

（専門里親は、養育里親に含まれます）

養育里親

様々な事情により、保護者がいなかったり保護者の監護が適当でなかったりする子どもを養育して下さる方。養子縁組を前提としているわけではありません。

専門里親

虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども、又は身体・知的・精神障害がある子どもを経験と専門知識を生かし養育して下さる方

親族里親

両親などが死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等により養育ができなくなった子どもを民法に定める扶養義務者及びその配偶者である親族が里親としての認定を受けて養育して下さる方

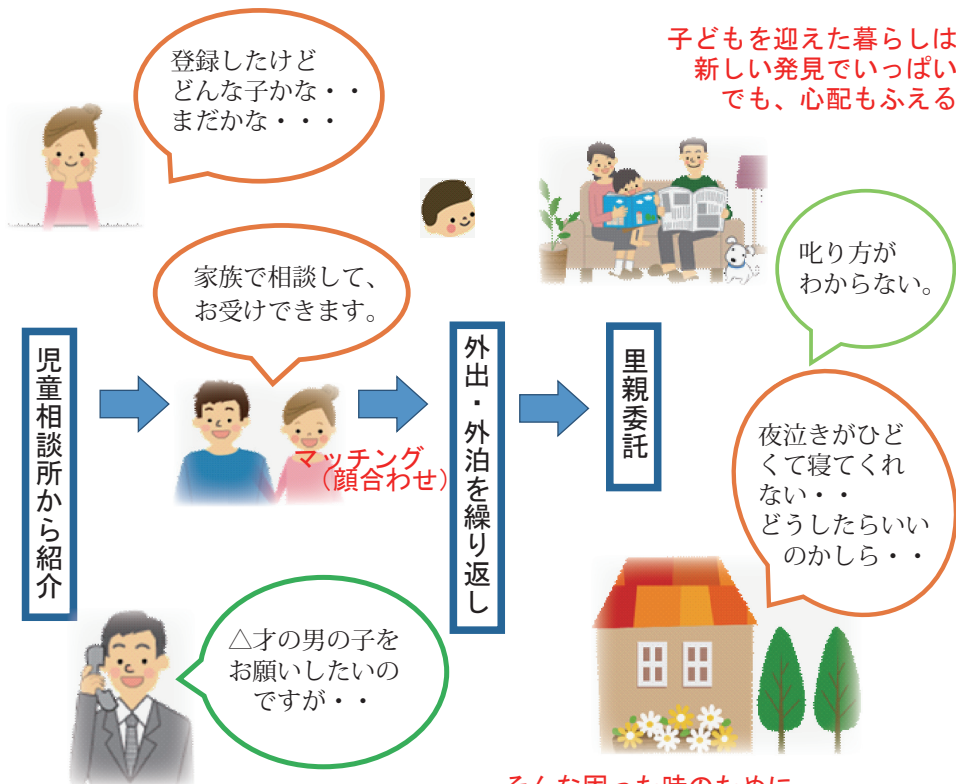
養子縁組里親

養子縁組を前提として、養育して下さる方

子どもを迎えるまで

— 登録から 委託まで —

子どもを迎えた暮らしは、
新しい発見でいっぱい
でも、心配もふえる。



そんな困った時のために、
たくさんの支援機関があります。

Q&A どんな子どもが委託されるの？ 養育期間はどのくらい？

年齢は、0歳から18歳までが基本となります。さまざまな事情により、家庭で生活することができない子どもたちで、兄弟姉妹、複数で委託することもあります。
養育期間は、里子が家庭復帰できるまで、または自立できるまで等、里子に必要な期間養育していただきます。

Q&A 里親を迎えた後の 生活費や保険は？

生活費や学校教育費等が毎月支給される他、保険内医療費は公費で負担します。また、養育里親には手当も支給します。
また万一、里子が事故にあったり、事故をおこしたりした時は状況によって、「里親賠償責任保険」による保障が受けられます。ただし、里親会に加入していただくことが条件になります。

さまざまな里親支援機関

- ☆児童相談所
 - ・ ・ ・ ・ 里親登録（相談・申請受付から研修、登録まで）
里子の委託事業（マッチングから委託まで）
委託後の定期的訪問、必要に応じて心理通所等
- 児童養護施設・乳児院
 - ・ 養育実習、レスパイト受け入れ、交流行事
合同研修等
 - ・ 市内の児童養護施設・乳児院に配属された里親子
対応専門の相談員。里親子からの相談窓口の他
セミナーや交流行事等の企画や啓発活動も。
- 児童家庭支援センター
 - ・ 地域に開かれた子育て全般の相談の場。
心理士による相談も受けられます。
- △各区こども家庭課・健康観
 - ・ ・ ・ こども家庭課は家庭及び児童の相談窓口、保育所や児童手当等手続き
健康課は乳幼児の健康診断の他、さまざまな育児相談にも応じます。

里親相互の親睦や制度の普及啓発などを目的とした
里親を会員とする団体、里親会もあります。



一連絡先-

・千葉市児童相談所	043-277-8880
・千葉市こども未来局こども未来部健全育成課	043-245-5608
・里親支援専門相談員 房総双葉学園	043-251-2612
ほうゆう・キッズホーム	043-215-2100
千葉みらい響の杜学園	043-310-6001
・児童家庭支援センター 子ども未来サポートセンターほうゆう	043-215-2001
児童家庭支援センター・旭ヶ丘	043-214-8633
児童家庭支援センターふたば	043-285-5634